

Software-Defined Network Service利用規約【現改比較表】 2023年10月20日現在

～2023年11月19日

2023年11月20日～

▲Software-Defined Network Service利用規約

実施 平成29年 3月30日

附 則（令和 5年 5月 9日 C N S 1 サ第000400000385-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5年 5月 19日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているSDNサービス（タイプAに係るものに限ります。）及びSDN端末（1型に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

▲Software-Defined Network Service利用規約

実施 平成29年 3月30日

附 則（令和 5年 5月 9日 C N S 1 サ第000400000385-01号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 削除

3 （略）

4 （略）

附 則（令和 5年 10月 12日 C N S 1 サ第0004000003264-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5年 11月 20日から実施します。

（経過措置）

2 C N S 1 サ第000400000385-01号（令和 5年 5月 9日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。